

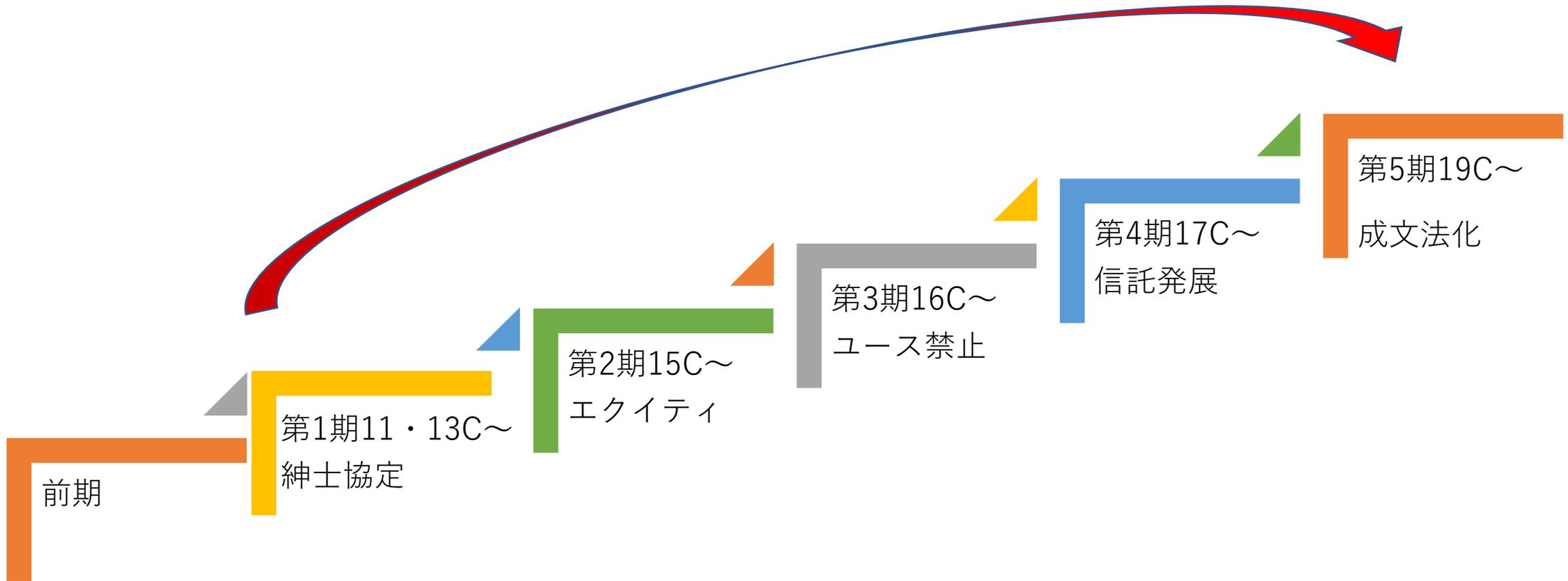


英国信託法の歴史

立正大学大学院

経済学研究科講師 畠山久志

英国信託法の歴史（五段階区分）



前期

- 英国の信託（TRUST）は、英国独自の法体系であるコモン・ローとエクイティの中で近代的な制度へ
- 一方信託類似の制度は、古代から各国・地域に存在

- 信託類似制度（古代から中世）

バビロニア法
ローマ法
ゲルマン法
イスラム法

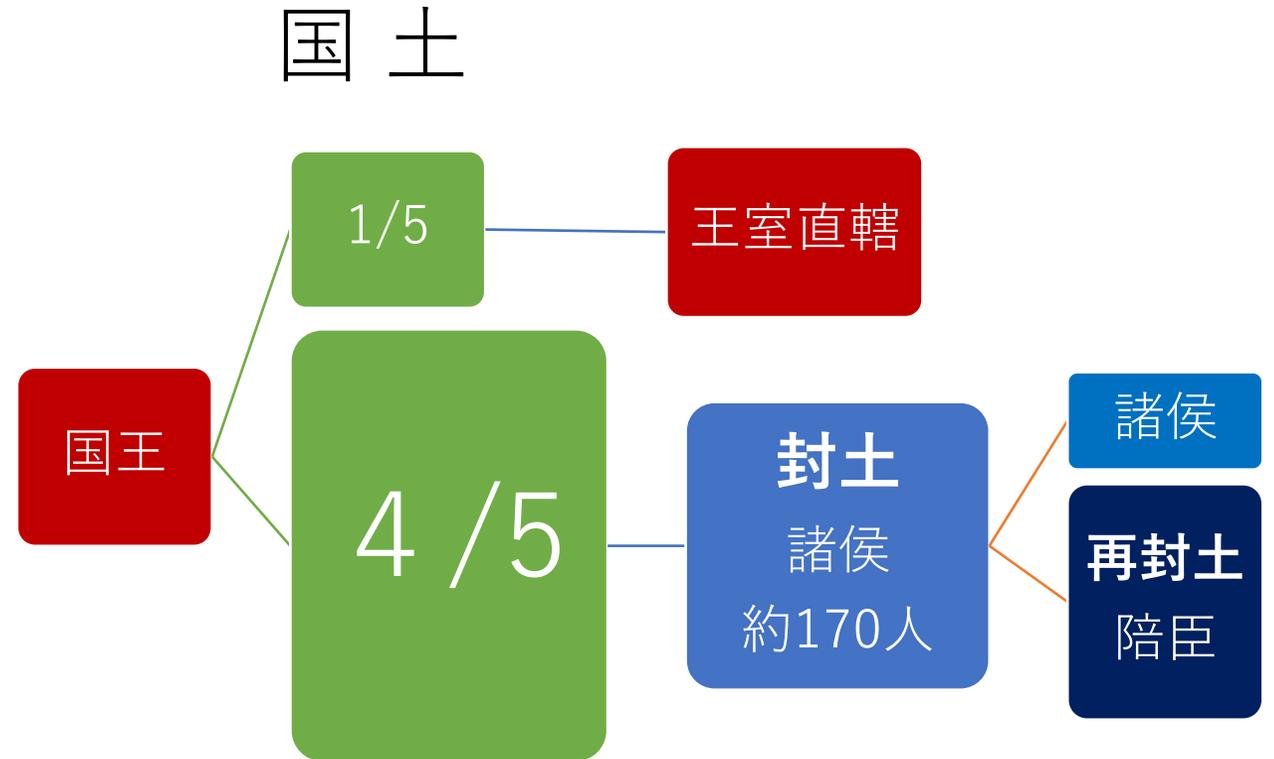
第1期（11・13世紀紳士協定～）

- 11・13世紀ノルマン・コンクエスト（征服）の直後から現代の信託（TRUST）に該当する「ユース（USE）」が利用された。
- しかし、この時代では受託者が信託目的に反し濫用した場合でも、裁判所は受益者の権利を全く保護しなかった。

ノルマン・コンクエスト

○フランス系の征服王朝
の土地制度

- すべての土地は、
国王の所有
- 王の直轄領を残し
諸侯に**封土下賜**
(諸侯は陪臣に再封土)



封建的土地負担

○諸侯等が負担する封土の保持条件

不動産復歸：一定の場合封土は返戻

移転許可税

相続税

後見と婚姻権税

(生涯権・限嗣不動産権)

} 税・手数料の支払

第2期（15世紀エクイティ裁判所の保護～）

- コモン・ロー裁判所では保護されなかったが、15世紀初頭から大法官エクイティ裁判所（Lord Chancellor's court）が保護を個別に認めた。
- ユースの受益者は、受託者の違反を理由に救済を訴えることができた。
- **法律関係として、実質的に所有権がコモン・ローの所有権とエクイティの所有権に分けられた。**
 - 受託者はコモン・ローの所有権者
 - 受益者はエクイティの所有権者

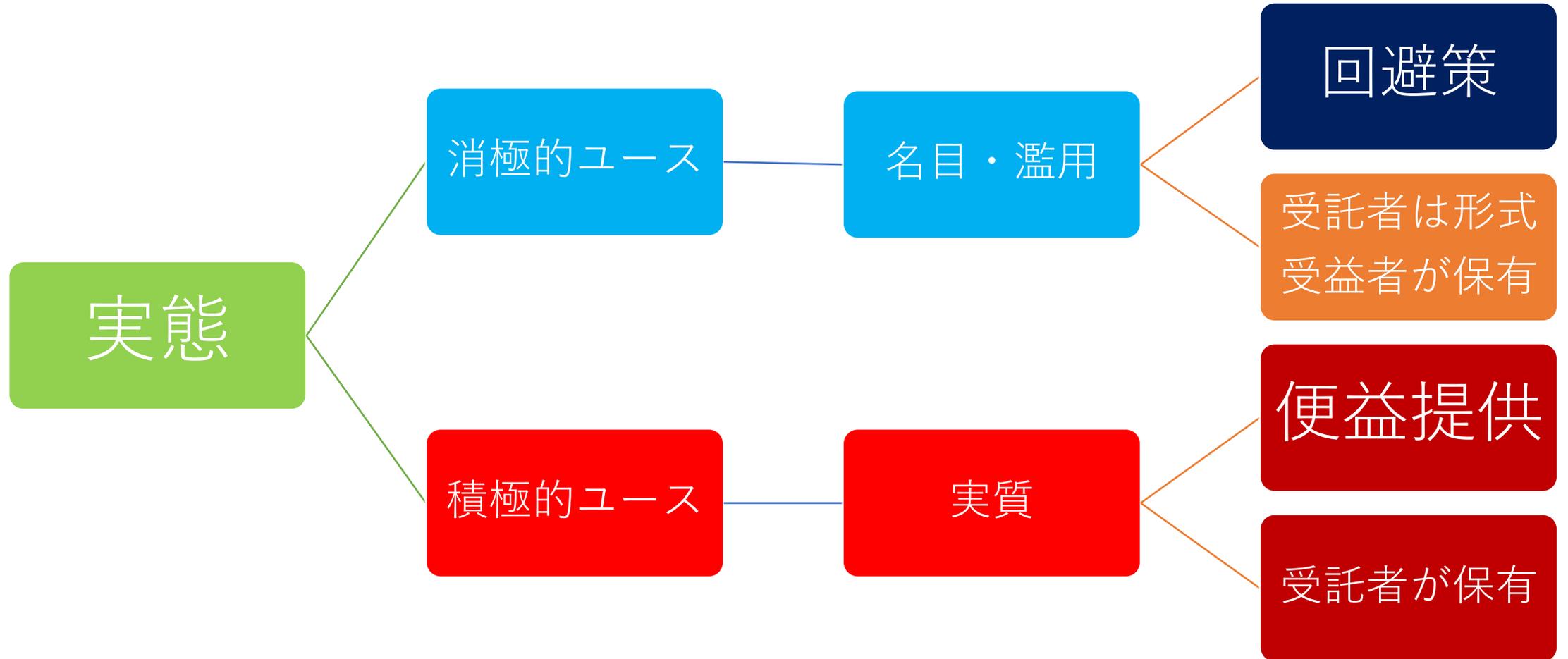
所有権の分離



第3期ユース法制定（16世紀ユース禁止～）

- ヘンリー八世が、財政逼迫の解決策として諸侯に下賜した封土について増収策を企図
 - 殆どの土地にユースが設定されていたために、封土を持つ諸侯等から税・手数料等の収入（封建的土地負担）が得られなかった。
 - そこで、収入を確保するため、濫用されている名目的ユースを実質的に禁止した。
- 1535年ユース法を制定（Statute of Uses）**

制定前のユース利用実態



ユース法の内容

ユースのうち

○消極的ユースは濫用され、受託者は名目的存在

[禁止・否定]

●受託者のコモン・ローの所有権は否定

●受益者にコモン・ローの所有権を認定

⇒封建的土地負担の回復・王室収入増加

○積極的ユースは、利便供与する受託者は実質的存在

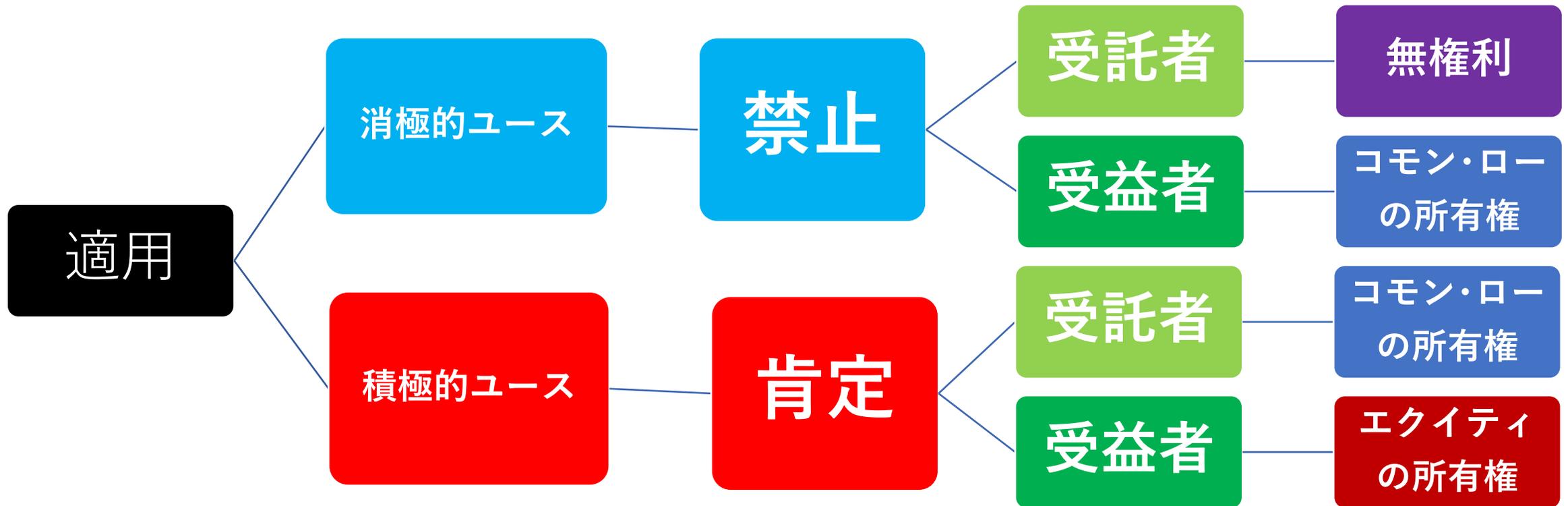
[放置・肯定]

●受託者には、依然コモン・ローの所有権を肯定

●受益者には、エクイティの所有権を認定

⇒信託制度 (TRUST) に昇華

ユース法の適用



第4期（17世紀信託の発展期～）

- （信託範囲の拡大）
 - 二重の信託（USE UPON USE）**
エクイティ裁判所で肯定
（無効⇒譲渡信託⇒**受動信託**）
 - 不動産から動産にも拡充

第5期（19世紀成文法化～）

○成文法の制定

これまで信託法は、例外を除いて判例法で展開

19世紀後半になり、受益者の立場と権利の
明確化のために**成文法化**が進展

●1893年統一受託者法

●1896年官選（裁判所選任）受託者法

●1906年官選（公営）受託者法

●1925年受託者法（1893年法の改正追補）

●2000年受託者法（1925年法の改正追補）

参考資料

- 田島裕『イギリス法入門』
信山社（2009）
- J.H.ベーカー（訳深尾裕造）
『イギリス法史入門第4版』
関西学院大学出版会（2014）
- G/W・キートン他（訳海原文雄他）
『イギリス信託法』有信堂
（1988）
- メイトランド（訳トラスト60）
『エクイティ』有斐閣（1991）
- 水島廣雄『信託法史論』学陽書房
（1980）
- 大阪谷公雄『信託法の研究上』
信山社（1991）
- 森泉晃『イギリス信託法理の研究』
学陽書房（1992）
- David T. Smith“*The Statute of Uses: A Look at Its
Historical Evolution and Demise*”（1966）
- 樋口範雄「資料イギリスの2000年
受託者法－解説と翻訳」『イギリス
信託法の現状』トラスト60（2008）